

森信茂樹が問う

不定期連載

(原則年6回)

震が響く核心

国民生活に 直接影響する司法制度、 その改正と検証

中央大学法科大学院教授
東京財団上席研究員
ジャパン・タックス・インズティテュート所長

森 信 茂 樹



わが国司法制度史上の大
転換点である司法制度改革、
数ある改革項目の中でも国
民の司法参加を目的に裁判
員裁判が導入されて五年が
経過した。いま、同制度の
検証と評価のときを迎えて
いる。と同時に、法曹界の
人材供給を図るべく導入さ
れた法科大学院も、同制度
のもう一つの柱である。
そしていま、債権法を中心
に民法も大きな改革が始ま
るようになっている。いまなお
各種制度の改革・改正が進
む司法行政の現状を、司法
試験のあり方も含めて福田
伸夫事務次官に語っても
らった。



◆ ゲスト
法務事務次官
稲田 伸夫氏
いなだ のぶお

昭和31年8月14日生まれ、奈良県出身。東京大学法学部卒業。昭和56年任検事、平成20年山形地検検事正、平成20年法務省大臣官房長、平成23年法務省刑事局長、平成26年1月より現職。

判所に出頭して裁判員になった方の数が三万八〇〇〇人を数えます。補充裁判員の方を入れると、これまで五万人を超える方に、現実に裁判に参加していただきました。また、裁判員候補者の七七%ほどが、現実に裁判所に足を運んでいただいています。

裁判所で事件の全過程が終了した段階で裁判員を経験されたことについての感想をうかがうアンケートによれば、全体の実に約九五%の方が「よい経験をした」旨の回答を寄せておられ、非常に高い評価をしていることがうかがえます。もちろん、現行制度について問題が全くないというつもりはありませんが、かなり上手くいっていることは確かだろうと思います。と同時に、国民参加の同制度に対する公的意識の高さが感じられ、改めて日本人のすばらしさを私は感じているところです。

森信 裁判員制度導入以前の裁判と、変化した点などはありますか。

「よい経験」 経験者の九五%が

森信 まずは、裁判員裁判をはじめとする各種司法制度改革後の現在の状況、および評価について概括をお願いします。

稲田 司法制度改革はいくつか主要な柱によって構成されておりますが、国民生活に直接的に影響するという点で、裁

判員制度は最も重要な柱の一つではないかと思われれます。施行が平成二十一年五月二十一日ですので、すでに満五年を経過しました。この間、国民の皆様からのご理解、ご支援を得まして、われわれ法務行政に携わる者としては、当初想定していたよりも順調に推移しているところえています。この五年余りのあいだに、被告人の人数にして六七〇〇〇〜六八〇〇〇人の事件がすでに裁かれ、そのために裁

霞が関の核心

法務事務次官

稲田 伸夫

稲田 これはなかなか難しい問題です。裁判は一つひとつのケースが異なるので同じ案件による比較ができません。それゆえ、以前の裁判官のみの裁判と、現在の裁判員が参加した裁判とがどう変化したのか、比較しにくいところです。ただ総体で見ますと、やはり一定の傾向はうかがえます。たとえば性犯罪などについては、実刑のうちもつとも多い人数の刑期が重い方向へシフトしているとの指摘がなされています。一方で、殺人など現実には人が死亡している事件でも、執行猶予に付される率が上昇しているとの指摘もなされています。つまり軽重、両面が表れているわけです。そういう意味では裁判官も国民に近づいているし、国民にもご理解をいただいている、その相互作用のもとで判決が下されていると言えるのではないのでしょうか。

録音・録画と協議合意

森信 直近では、取調べの可視化が検



取調べの録音・録画制度の対象となるのは、裁判員裁判の対象となる事件や、検察官が自ら逮捕し捜査する、いわゆる独自捜査事件です。「来年の次期通常国会では、他の改正項目と合わせて、法案として提出したいと考えています」（稲田氏）。

討されていますが、これは十月上旬現在のどのような状況でしょう。

稲田 九月十八日に法制審議会の総会において、検察官や警察官が行う取調べの可視化、すなわち録音・録画を制度化するという内容の答申をいただきました。取調べの録音・録画制度の対象となるのは、裁判員裁判の対象となる事件や、検察官が自ら逮捕し捜査する、いわゆる独自捜査事件です。来年の次期通常国会では、他の改正項目と合わせて、法案として提出したいと考えています。また、検察当局では、それ以外の事件も録音・録画の対象として広げることとしています。現代社会においては、DNAや防犯ビデオなどの客観的証拠が揃う環境にありますが、それでもやはり犯罪というものの中には、それらだけではなかなか立証し難く、自白・供述でなければ分からない部分があるのも現実です。そうした自白・供述が重要な証拠となる事件については、できるだけ録音・録画していこうという方向へ検察当局は動こうとしています。

森信 それは、法律改正ではないけれど拡大していく方向であると。

稲田 はい、ここ数年、法律がなくても検察当局が裁判員裁判対象事件や独自捜査事件については録音・録画を実施してきた部分がありますが、今後は、それ以外の事件でも、供述が重要な証拠となるような事件では録音・録画を行っていく、つまり実務は法律をさらに広げるという形になります。このようにいわゆる取調べの可視化については、捜査当局でも前向きに取り組み、透明性を高めていくようにしています。

森信 その関連で、司法取引が話題になっていますが、どのような展開になっているのでしょうか。

稲田 同じ法制審議会の答申の中で、司法取引に関する内容も一定程度含まれています。私どもではこれを協議・合意制度と呼んでおりますが、被疑者・被告人に、当該事件ではなく、共犯者など他人の事件の証拠収集に協力していただき、

他方で、検察官は、その被疑者・被告人の当該事件については、たとえば、訴追しない、するとしても懲役刑ではなく罰金刑としたりするなど検察官の求刑を軽くするなど、一種の恩典を提供するという制度です。現在は、国選弁護制度等により、捜査段階から、基本的に弁護人が付いており、被疑者と弁護人が検察官と協議をして合意を行うという、ある種の取引的な仕組みを取り入れるというものです。この場合も、対象となる犯罪は、一定の財政経済事件と薬物銃器犯罪に限定していくつもりです。

前述の取調べにおける録音・録画を進めていくと、場合によっては供述が得られないと立証できない事件のときに支障が生じるケースも考えられます。そのため、これらの制度を設けることによって、治安の維持を含めた社会秩序の安定を図る必要があると考えられています。それゆえ、録音・録画と協議・合意制度はセットと言うか、一つの大きな枠組みの

中で捉えており、併せて次期通常国会での法案提出を想定しています。

森信 この協議・合意制度に関しては、マスコミもどう評価してよいのか迷っている様子がうかがえます。

稲田 今回、対象として考えているのは、一定の経済犯罪など、協議に応じることを被疑者が合理的に考え易い犯罪が中心です。米国などでは、この協議・合意が様々な犯罪に適用されているのは周知のとおりです。

森信 『Law&Order』など米国の法廷ドラマなど見ると、日本の感覚からは信じ難いような取引ぶりです(笑)。

稲田 確かに、米国の場合は非常に進んでいますね。もともと、今回の協議・合意制度は、先ほど御説明したとおり、被疑者・被告人が他人の犯罪の証拠収集に協力することを引き換えとする制度ですが、米国の制度は、基本的に、被疑者・被告人が自己の事件について有罪答弁をすることを引き換えとする制度であり、

そもそも適用場面が極めて広いのです。

ただ日本でも、独禁法に関する事案などでは、最初に申告した人には課徴金の軽減を図るといふ制度がありますし、今後は、一つの流れとしては日本もそのような方向へ向かうのではないかと考えられます。

五年前から民法の大改正に着手

森信 民法改正に話を移してみたいのですが、いま債権法の改正内容が注目を集めています。内容は、たとえば法定利率に関して、現在5%の固定金利で支払いが遅れたときに上乗せ金利が割高になる仕組みですが、これを、3%の固定金利にして三年ごとに1%刻みで見直す方向にあるそうですね。

稲田 もともと民法は約一二〇年前に制定され、以後今日まで部分的な改正はなされてきたのですが、総体としては大きな変更もなく、その結果すでに現在の実情にそぐわなくなってきたとの指摘が

ありました。その代表的な例が、5%の法定金利にあると言えるでしょう。昨今の金利状況のなかで法定金利のみが5%というのは確かに社会の実情と遊離している数字ですし、その他の点においても現実的ではない部分が少なからず見受けられます。

その一方で判例が山のように存在し、法律だけ読んでみても国民の目線からはなかなか分かりにくい、こうした背景のもと、五年前から民法の大改正に着手しました。

森信 その改正案の中身ですが、どうも不要不急の改正案が多いのではないかと、民法改正と言えば大変大きな改革ですが、現在の各種原案を見る限りあまり抜本的な内容ではないようです。当初の改正案が経済界などと協議していく中で縮小していったのではないかと等々、いくつか批判の声も聞かれます。

稲田 大きな改正を目指してはいるものの、取引や契約に関しては社会を構成する基本中の基本ですから、これを手掛けるとなると多方面への影響が避け難い、

もりのぶ しげき

法学博士。1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京大学客員教授、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務省財務総合政策研究所長、2006年9月から中央大学法科大学院教授。東京財団上席研究員。著書に、『日本が生まれ変わる税制改革』(中公新書)、『日本の税制』(PHP新書)、『抜本的税制改革と消費税』(大蔵財務協会)、『給付つき税額控除 日本型児童税額控除の提言』(中央経済社)等。

多様な議論やご意見が出るのは必然とも言えるでしょう。それゆえ現在はまだ、仮案の段階です。

これも来年の通常国会に改正法案を提出すべく議論を進めてはおりますが、今後さらに議論の深まりが予想されます。議論の方向によつては、当初案の内容より改正の幅が小さくなったりすることもあるかもしれません。ただ、いずれにしても改正の目的は、民法を現代社会の実情に即したものにすること、国民の皆さまに分かりやすくすることの追求であり、その基本理念は今後も変わりません。

予備試験をどう位置づけるか

森信

では法科大学院の問題についてお伺いします。さかのぼりますと、同制度が立案されるとき、私は財務省から大阪大学に出向しており、文部科学省の清水潔高等教育局長（当時）と議論したり、法務省に租税法を選択科目として欲しいと陳情したりして、構想に関わったことがあります。また現在、法科大学院に籍を置いている身として、法科大学院に関する問題には少なからぬ関心を寄せております。

構想当時、この法科大学院を設立する趣旨として、これからの日本は事前調整型から事後規制型の社会に移行していく、すなわち参入は比較的自由に、事後的な監督や規制はしっかりしていくという社会にふさわしい法曹を整備すると。そのためローヤーの数と質をきちんと揃え

るべく、育成機関として法科大学院を設けるということでした。一方で規制緩和の流れから、法科大学院の数を自由にしたために、ほとんど一大学一大学院に近い形で過剰設置された感があります。しかし日本はなかなか事後規制型の社会に移行せず、他方で弁護士の数が増えたため、大学院卒業後の知識も豊富な若手ローヤーの就職先が乏しく仕事が少ないという状況があらわれました。

私自身は、法科大学院という専門の学府で二年間または三年間、きちんと勉強を、それも六法だけでなく税法など、経済・社会の実情を深く理解するための仕組みと期間は必要だと考えており、そういう意味では法科大学院は必要な存在だと思っております。

そこでも、法科大学院を修了していなくても司法試験が受けられる予備試験、これが法科大学院関係者の間で否定的な意見が圧倒的に多い問題です。もともと経済的に苦しい学生などが受験する枠と

してこの予備試験が存在しているのに、いまでは経済状況に関係なくせつかくの機会だからどの学生も受けられるなら受けておこうという姿勢があり、本来の目的が形骸化しています。この予備試験は早急に見直してほしいというのが、関係者の多くが口をそろえるお願いです。

稲田 基本的な理念はまさにご指摘の通りです。私たちの世代が今から三十数年前に司法試験にチャレンジしたときは、競争率は数十倍、しかも一発勝負で選抜をしていくという制度でした。しかしこうした一発勝負の選抜ではなく、プロセスのなかで法曹を養成していくのが大事であろうと考えています。とくにご指摘いただいたように、法科大学院における二年間または三年間は、新しい法曹養成制度において最も大切なプロセスだと位置づけられています。この点、法科大学院の位置づけは今でも全く変わりませんし、少なくとも現在の司法制度改革の理念が続く限りこれからも変わることはな

霞が関の核心

法務事務次官

稲田 伸夫

いでしよう。

そのうえで確かに、プロセスとしての法曹養成制度の中で予備試験をどう位置づけるかが問題となります。現在、大学生や法科大学院生が数多く予備試験を受験し、かなりの数の合格者を輩出しているのですが、これを規制していくべきだとの声、それも強いご意見が少なくないのも事実です。

が、問題は予備試験がそもそもなぜ設けられているかという点です。先生が言及されたように、経済的な事情がある、もしくはすでに実社会で経験を積んでいるなどの理由で法科大学院を経由しない方を法曹の途に招き入れるためのルートを確認するのが本来の目的でした。現状では一般の学生や法科大学院生からの受験者の比率が高くなっているので問題ではあるのですが、その中でも現に経済的事情を抱える方や社会人経験者も予備試験を受けていますので、一概に予備試験を廃止するというわけにもいきません。では、適切な実施運用はどうあるべきなのか。

現在、内閣官房法曹養成制度改革推進室においてその改善策を模索しているところですよ。

森信 しかし、善処すると一言で申しても、現実的にはなかなか難しいところですよ。

稲田 はい、たとえば法科大学院在学生の受験を禁止するとか、あるいは年齢制限を設けるなど、いろいろな案があると思われませんが、そうすることで今度は、法科大学院に行かずに予備試験のルートを選ぶ人が増え、あるいは、法曹を志願する人が減少するおそれがあるなどという、別の弊害も考えられます。やはり法科大学院は法曹養成制度の中心軸に位置づけておきたいと思えますので、慎重な検討が必要です。

森信 予備試験の合格者の枠を縮小するという案はいかがでしょう。

稲田 やはり基本は資格試験ですので、受験者の学力が一定の水準に達しているかどうかをテストするという意味で、なかなか難しいところです。九月に、今年の司法試験の結果が発表されましたが、

それによると約一八〇〇人の合格者のうち、予備試験合格資格に基づく合格者が一六三人を占めていました。急激な伸びというわけではありませんが、年々、徐々に比率を高めています。それゆえに予備試験の存在意義が問われるわけですが、かといって無くすこともできない、ではどう改善していけばよいのか、この点はもう少し知恵を絞っていく必要があります。

森信 われわれの教育の現場では、予備試験に批判的な一方で、予備試験に受かるような実力のある学生には、せっかくの制度があるのだからそれは活用すべきだという、やや二律背反的な対応をしている例が多くあります。その結果、学生間の優劣、さらに分断につながっている面があります。改善策はいつごろ目途を立てる予定になつていのでしょうか。

稲田 法曹養成制度改革推進室の設置期限が来年の夏までですので、それまでに何らかの提案がなされ、または現場レベルで改善を図る取り組みが出来ればと考えています。

司法試験、分量軽減の方向へ

森信 司法試験の時期についてはどうですか。五月に試験があり、九月に合格発表、十一月から研修ということになるのですが、五月からの数か月半は非常にもったいない。多くの学生がこの期間アルバイトに走ります。せっかく、試験までに詰め込んだ知識が研修所に行く前に失われてしまいます。であるならば、卒



「法曹養成制度改革推進室の設置期までは、それまたは来年の夏までに何らかの提案がなされ、現場レベルで改善を図る取り組みができればと考えています」(稲田氏)。

業を目前に控えた三月くらいに司法試験を行い、その後の日程をコンパクトに圧縮する方向で検討してみるのか。

稲田 平成十八年から始まった新しい試験をつくる時、その点はかなり議論しました。現行の法律の立て方からしてそうなのですが、あくまで法科大学院を修了した方から、司法試験を受けてもらう仕組みになっているので、これをまず今後も遵守する必要があります。そうすると、まず法科大学院を修了したかどうか確認するプロセスが必要であって、それから受験のための手続きに数日を要し、最大限これを圧縮しても五月の中旬の実施になります。そこから今度は採点が始まります。採点にはやはり相当の日数がかかります。採点の精度を期すには、一定の採点者数の先生によるチェックが必要です。このように結果として、五月の試験実施以後それなりの所要期間が求められる、現行のスケジュールには落ち着いてしまうという次第です。

森信 もう一つ、現行の司法試験の内容は、問題の質は確かに高いけれど、量が膨大で、合格のポイントは知識というより体力だ、などという指摘もあるほどです。

稲田 毎年、法科大学院協会が各法科大学院にアンケートをしまして、その年の問題についてのご意見を調査しているとうかがっています。その結果、「適切」「どちらかという適切」という回答を寄せられる先生が全体の過半数以上を占め、その比率も年々増えているという状況です。そうすると、分量の問題は確かにあるものの、出題のあり方自体は高く評価していただいているようです。加えて、従来の司法試験の内容に、法科大学院の教育内容を踏まえたもの、そして実務につながる内容等を加味しますと、どうしても従来の司法試験に比べてある程度出題の分量も多くなり、それに応じて書く量も増えてくるという状況です。

この点、試験の負担が重いというのは

霞が関の核心

法務事務次官

稲田 伸夫

私どもも認識しておりますし、出題される先生方にもそう認識されている方が相当数おられるようなので、司法試験審査委員において、見直しや再検討の可能性を含め、より良い問題づくりに取り組んでもらっています。実際に、これまでは短答式試験に、選択科目以外の法律全科目が盛り込まれていたのを、法律を改正して、来年の試験から、憲法・民法・刑法だけの三つに絞り込みました。これによって、一定程度負担が軽減されることになります。

森信 私は法科大学院で税法というマナーな分野を教えているものですが、その点が気になりました(笑)。一時は、この選択科目はもうやめようではないかとの意見もありましたね。

稲田 いまの負担軽減の議論の中で、選択科目をやめるべきだという声があったのは確かです。が、一般の司法試験法改正では、そこは盛り込まれませんでしたが。やはり法科大学院の現場で、選択科目の持つ意味、それら各法を勉強することの重要性を教えているわけですので、

当面は選択科目を存続させることとして、法曹養成制度改革推進室において、引き続き慎重に検討されるものと思います。

森信 今年から、現役の弁護士の方丸人を科目等履修生として再教育しているのですが、うち五人が租税法を選択しているのが象徴的です。やはり社会に出て実務を経験すると、税金の話は必ずついてまわる、それが学生のうちに実感できれば勉強しておくのでしようが、なかなか学生のときはそこまで意識がまわらない、ロースクールと実社会とはそうした点のギャップがあるように思われます。

稲田 確かに、グローバル化した社会のなかで、しかも経済取引というものは税が関係することが多いため、税金面に目を向けず経済取引を考えようとしても、あまり合理的とは言えません。ですので、ローヤーが租税法の知識を涵養するのは非常に重要なことだと思います。学生のころから税に関する意識を持って勉強してもらえると、将来法曹となった際に有効なのではないでしょうか。

森信 今後の改革の行方を着目してい

きたいと思います。本日は有難うございました。

インタビューを終えて

稲田次官との会談は、たいへんスムーズに運んだ。それは、次官が極めて温厚で、私のトリッキーな質問に対して極めて親切丁寧、正直にご回答いただいたためである。法務大臣関係で省内のごたごたがあっても、この次官であれば大丈夫という信頼感のおける方であった。

これまでの登壇者

2013年

5月号 松元 崇 内閣府事務次官
7月号 南川 秀樹 環境事務次官
9月号 中島 正弘 復興庁事務次官
11月号 木下 康司 財務事務次官

2014年

1月号 村木 厚子 厚生労働事務次官
3月号 山中 伸一 文部科学事務次官
5月号 増田 優一 国土交通事務次官
7月号 川滝 豊 会計検査院事務総長
9月号 永長 正士 人事院事務総長